

論 文

IASBにおける会計観の変化

—資本市場と監査の視点—

市 川 紀 子

I. はじめに

本稿の目的は、現代における測定属性としての時価と取得原価の混合，すなわち，時価会計（公正価値会計）を肯定しても，それが伝統的な取得原価の否定に直結するわけではないことを新たに証明することである¹。

すでに市川[2016]において，2014年5月に公表された国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards：以下IFRSとする）第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下，「IFRS15」とする），および国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：以下IASBとする）が2015年5月に公表した「公開草案：財務報告に関する概念フレームワーク」（以下，IASB [2015] とする）²に関わる一連のプロジェクトを中心として，それらの会計観，すなわち資産負債中心観が如何に変化をとげたのか，利益計算方法の組み合わせおよび計算体系，測定属性と会計観を結びつけた計算構造類型の再検討を行うことにより，上記の疑問に，一定の解答（証明）は行っている。当該結果は，本論文の前提ともなるため，次節ではその内容をまとめておく。

本稿では，それを踏まえた上で，新たにIASBにおける資本市場の捉え方と

1 角ヶ谷 [2015] 41頁によれば，概念フレームワークプロジェクトと収益認識プロジェクトの帰趨が一致したのは偶然ではないと思われると指摘している。これらのプロジェクトを通じて，公正価値会計が浸透しつつある現状は否定できないものの，それが伝統的な会計観（原価主義会計，収益費用アプローチ）の否定につながるものではないことを明らかにしている。

2 IASB [2015] に「付属」する「結論の根拠（Basis for Conclusions）公開草案：財務報告に関する概念フレームワーク」も同様の扱いとする。

監査の視点を取り入れ、時価会計（公正価値会計）を肯定しても、それが伝統的な取得原価の否定に直結するわけではないことを証明する。

II. IASBの収益認識基準および概念フレームワークにおける資産負債中心観の変化

本節は主として筆者のこれまでの論文を一部引きながら、現代における測定属性としての時価と取得原価の混合、すなわち、時価会計（公正価値会計）を肯定しても、それが伝統的な取得原価の否定に直結するわけではないことを述べる。

1. 計算構造類型の再検討

井上 [2014] は、計算体系化の類型化について言及している。利益計算の方法として、わが国では損益法と財産法とがあるとし、損益法は利益 = 収益 - 費用という形で利益を計算し、他方、財産法は期中の資本増減、配当支払等の取引を度外視すれば、利益 = 期末純資産 - 期首純資産という形で利益を計算されるとしている。損益法および財産法という損益計算方法は、本来、そこに投入される材料如何によって異なるものを算出する汎用的な機械に類似し、損益法・財産法自らがそこに投入する材料を規定することはできないとしている。したがって、計算体系は損益法と財産法という2つの利益の計算方法の結合関係（計算構造）だけを明らかにすることによっても類型化できないとされる（井上 [2014] 6頁）。そこで、井上 [2014] は、計算体系は実は会計目的（財務報告目的）と結びついて計算構造が特定され、初めて類型化が可能になること指摘している。そして、そもそも計算は人間の行動だから目的と結びつく必要があるからだとしている（井上 [2014] 6頁）。以上の考えを確たる前提としたうえで、筆者が示す計算構造類型は図表1のとおりである。

収益費用中心観、実践型資産負債中心観①、実践型資産負債中心観②、純粋型資産負債中心観は、それぞれ体系的には連携を前提とした財産法・損益法を含んでおり、その計算目的は損益計算と財政状態計算であることは同じであるが、財産法と損益法の組み合わせが違う。紙幅の関係もあり、詳しくは市川 [2010], 市川 [2011], 市川 [2014a], 市川 [2014b], 市川 [2015c], 市川 [2016] を参照して頂きたいが、収益費用中心観はわが国における企業会計基準委員会

IASBにおける会計観の変化

図表1 計算構造類型の再検討

収益費用中心観（対応／配分）		
利益計算方法の組み合わせ	計算体系	測定属性
損益法のなかに財産法を包含・損益法＝財産法	取得原価主義会計	取得原価
実践型資産負債中心観①（対応／配分・評価）		
利益計算方法の組み合わせ	計算体系	測定属性
財産法のなかに損益法を包含・損益法≠財産法	時価会計	時価・取得原価
実践型資産負債中心観②（評価）		
利益計算方法の組み合わせ	計算体系	測定属性
財産法のなかに損益法を包含・財産法＝損益法	時価会計	時価
純粋型資産負債中心観（評価）		
利益計算方法の組み合わせ	計算体系	測定属性
財産法と損益法が対等・財産法＝損益法	時価主義会計	時価

IASBの現在の方向・会計観の変化

出所：市川 [2016] 203頁³。

（Accounting Standards Board of Japan：以下ASBJとする）、実践型資産負債中心観①は財務会計基準審議会（Financial Accounting Standard Board：以下FASBとする）、実践型資産負債中心観②は過去のIASBが示した会計観と考えられる。純粋型資産負債中心観は、過去に「指向」されていた方向と考えられる。しかし、図表1に示す通り、現在のIASBは実践型資産負債中心観②から実践型資産負債中心観①の方向に変化していると捉えることが可能であろう。以下、変化の経緯を簡単に説明し確認する。

3 筆者の計算構造類型は井上良二教授の類型論を前提としている。井上良二教授の類型論に関しては、井上 [2008]、井上 [2014a]、井上 [2014b] を参照。

2. 収益認識基準について⁴

IASBおよびFASBの共同作業によって明らかにされたのは、顧客との契約、特に契約に基づく契約資産および契約負債に注目したことである。その考え方は、基本的には図表1でいう「資産負債中心観（実践型資産負債中心観①）」に基づく収益の認識・測定に関する見解であるといえる。2011年に公表された収益の認識・測定に関わるIASBとFASBの共同プロジェクトの研究成果、公開草案「顧客との契約から生じる収益」（以下「ED/2011」とする）がそれである（市川 [2014a] 271頁）。

2002年のIASBとFASBとの収益認識基準に関する共同プロジェクトを発足がその嚆矢であり、2007年当時IASBで検討が本格化し公正価値を主とした単一測定モデルが提示されていたが、その後2008年に両審議会はディスカッション・ペーパー「顧客との契約における収益認識における予備的見解」（以下「DP/2008」という）を公表した。「ED/2011」IN4が示すように、この「DP/2008」は、収益に関する両審議会の当初の見解を説明したものであり、将来の基準の基礎として提案した原則のいくつかが含まれている。この「DP/2008」について受け取ったフィードバックを検討した後に、審議会はそれらの原則を基準案へと展開した（市川 [2014a] 271頁）。2010年には両審議会は公開草案「顧客との契約から生じる収益」（以下「ED/2010」とする）を公表している。「ED/2011」IN5が示すように、両審議会は、「ED/2010」に対して寄せられたコメント等を受け取っている。提案の改訂をしたものを公表し、それを受け、IFRSおよびUS GAAPにおいて「ED/2011」IN2が示すように、(a)から(e)までの5つの目的を表し、それぞれがそれに従う収益認識基準を開発することとしているが、そのうちの(a)「収益認識の論点を取り扱うためのより堅牢なフレームワークを提供する」(b)「収益認識の論点を取り扱うためのより堅牢なフレームワークを提供する」ことが重要である⁵。(a)および(b)は、IASBでの概念フ

4 市川 [2016] 参照。

5 (c)から(e)は次のとおりである。(c)企業間、産業間、法域間及び資本市場間での収益認識実務の比較可能性を改善する。(d)開示要求の改善を通じて財務諸表利用者により有用な情報を提供する。(e)企業が参照しなければならない要求事項の数を削減することにより財務諸表の作成を簡素化する。

レームワーク、FASBでの概念意見書および他の基準が「資産負債中心観（実践型資産負債中心観①）」を採用しつつあるのに、収益に関しては収益費用中心観を適用されているように思われることへの問題提起であるとも解される（市川 [2014a] 272頁）。なお、IASB第81回会議報告3(1)では2008年4月以降に、IASBおよびFASBは、本プロジェクトの方向性を変更し（現在出口価格モデルから）、顧客対価額アプローチを採用することとしていることを示している（市川 [2014a] 274頁）。

「ED/2011」IN9において、そのコア原則として、企業は、約束した財またはサービスの移転を、当該財またはサービスとの交換で権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額を描写するように、収益を認識すべきだとしているが、ここで注意すべきことは「DP/2008」において収益認識に関わって展開されていた正味ポジション（net position）の考え方が消滅していることである。それは、公正価値アプローチ（現在出口価格モデル）から当初取引価格アプローチ（顧客対価額モデル）への変更が関係していると考えられる（市川 [2014a] 274頁）。「DP/2008」において示された正味ポジションに対する顧客および企業の行動の影響は、「資産負債中心観（実践型資産負債中心観①）」による収益の考え方を示した典型的なものであり、従来の収益費用中心観の考え方を前提としていた収益の捉え方とは、おおきく異なる点に注意しなければならない（市川 [2014a] 275頁）。当初の出発点が「資産負債中心観（実践型資産負債中心観②）」の収益を検討していたにもかかわらず、認識時点を引渡し時点とし、公正価値モデルから当初取引価格アプローチへの測定基準の変化をとらえて収益費用中心観の視点とが採られていると指摘する考え方があるとしつつも、しかしながら、IASBは必ずしも「資産負債中心観（実践型資産負債中心観①）」による定義に収益費用中心観による認識・測定をつないだという意識はないかと思われる（市川 [2014a] 276頁）。

このような収益認識基準に関する経緯を踏まえ、2014年に「IFRS15」が公表された。「IFRS15」の目的とは「この基準の目的とは、顧客との契約から生じる収益およびキャッシュ・フローの性質、金額、時期および不確実性に関する有用な情報を財務諸表利用者に報告するために、企業が適用しなければならない原則を定めることである（「IFRS15」1）」とされる。この目的を受けて、「IFRS15」のコア原則では、「企業は、顧客に約束した財またはサービスの移

転を、当該財またはサービスとの交換で権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で描写するように、収益を認識することである」(「IFRS15」2)とされている。さらに、このコア原則に基づき、5つのステップ(①顧客との契約を識別する②契約における履行義務を識別する③取引価格を算定する④取引価格を契約における履行義務に配分する⑤企業が別個の履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する)を示している(「IFRS15」IN7)。この5つのステップを示したことにより、コア原則に基づく、収益認識の過程が明らかになったといえる。ただし、結果的には、「IFRS15」は「ED/2011」と同様に、顧客との契約から生じる収益やキャッシュ・フローの性質、金額、時期および不確実性についての有用な情報を財務諸表利用者に報告するために、企業が適用すべき原則を定めることを目的としており、その点での変更はない。また収益認識のステップについても、「IFRS15」IN7および「ED/2011」IN10において同様のステップを踏んでいる⁶。両方のコア原則(「ED/2011」IN9、「IFRS15」2)の内容についても同様である。以上のことから分かるように、これら一連の収益認識プロジェクトにおいては、当初、現在出口価値アプローチが提案されたが、2008年から取引価格アプローチが提案されるようになった。これは、現代における測定属性としての時価と取得原価の混合、すなわち、時価会計(公正価値会計)を肯定しても、それが伝統的な「取得原価」の否定に直結するわけではないことが再認識されたということである。さらにいえば、その測定属性を鑑みれば、実践型資産負債中心観②から実践型資産負債中心観①に変化したことを示していることにもつながるのである。

3. 概念フレームワークについて

IASBの前身である国際会計基準委員会(International Accounting Standards Committee: 以下IASCとする)は、1989年に概念フレームワークを公

6 ただし「ED/2011」ステップ1では“contract”が「IFRS15」ステップ1では“contract (s)”に、また「ED/2011」ステップ2・ステップ4では“separate performance obligation”であったが、「IFRS15」ステップ2・ステップ4では“performance obligation”となっはいるものの、このステップに関しては「ED/2011」と「IFRS15」もかけ離れた内容にはなっていないように思われる。

表し、本概念フレームワークは、後にIASBに2001年に採択される。その後IASBは、2004年に開始されたFASB/IASBの概念フレームワーク改訂プロジェクトの1つの共同成果として、2010年に改訂概念フレームワーク（以下FASB/IASB [2010] とする）を公表している。これは、FASBとIASBにおいて形式的相違はあるものの内容は同一である。しかし、その後、FASB/IASBの共同プロジェクトは解消された。以後、単独でIASBは2013年に討議資料：財務報告に関する概念フレームワークの見直し（以下IASB [2013] とする）、つづいて冒頭でも述べたとおり、IASB [2015] を公開している。

IASB [2013] では、すべての資産、負債、収益及び費用についての単一の測定基礎は、必ずしも財務諸表利用者に最も目的適合性の高い情報を提供しない可能性があるとし、このことからIASB [2013] では、概念フレームワークは混合測定基礎アプローチを採用すべきであることを提案している（IASB [2015] BC6.8）。

IASBは財務諸表の目的、有用な会計情報特性及びコストの制約を考慮すると、異なる資産および負債について異なる測定基礎を選択することになる可能性が高いと判断している（IASB [2015] par. 6.3, BC6.10-6.14）。

なお、IASB [2013] では、当初、原価ベースの測定、現在市場価格（公正価値を含む）、他のキャッシュ・フロー・ベースの測定の3つの測定の区分を提示していた（IASB [2013] par. 6.3(b)）。ただし、キャッシュ・フローを基礎とした測定技法は、一般的には資産又は負債の測定値を定義された測定基礎で見積るために使用されるため、IASB [2015] では、当該技法を測定基礎の独立の区分として識別していないとしている（IASB [2015] BC6.17(b)）。

このような経緯から、IASB [2015] は、測定基礎を、歴史的な原価（historical cost）、現在価値（current value）の2区分としているのである（IASB [2015] par. 6.4）。

以上のことから、IASB [2013] からIASB [2015] において測定基礎の変更はあったものの、測定混合測定基礎アプローチを採用している点では共通していることがわかる。

IASB [2015] では、歴史的な原価と現在価値（公正価値、使用価値等）を目的に応じて使い分けをしている。これまでの測定プロジェクトがその測定基礎として公正価値モデルを主とした単一測定モデルとしていたことは明らかであ

る(市川 [2010] 参照)。しかし、混合測定モデルへと舵をきり、転換した。それは前節で述べた収益認識基準に関わるプロジェクトにも共通している。

前節・本節を経て、これらの転換の原因は、実践型資産負債中心観②から実践型資産負債中心観①へとIASBの会計観の捉え方が変化したためである。公正価値を主とした単一測定モデルの指向が、時価・取得原価の混合測定を基礎へと方向転換したといってもよいだろう。

以上が、筆者が主として市川 [2016] で示した、現代における測定属性としての時価と取得原価の混合、すなわち、時価会計(公正価値会計)を肯定しても、それが伝統的な取得原価の否定に直結するわけではないことを示した結果である。しかし、本稿ではこれに留まらず、資本市場と監査の新たな視点を取り入れ、そこから本稿の目的を新たに果たしたい。

Ⅲ. 資本市場と監査の視点

前章では、図表1に示す通り、現在のIASBは実践型資産負債中心観②から実践型資産負債中心観①の方向に変化している経緯をごく簡易に説明した。公正価値を主とした単一測定モデルの指向が、時価・取得原価の混合測定を基礎へと方向転換したのである。本章では、それを再度、証明するために、新たにIASBの資本市場の考え方と監査の視点を取り入れたい。

1. IFRSをめぐる動向

周知のとおり、IFRSをめぐる内外の動向については、2001年のIASBの活動開始から多くの出来事があった(橋本・山田 [2015] 5-6頁参照)。2002年9月18日にIASBとFASBのノーウォーク合意があり、2005年1月1日は欧州連合(European Union: 以下EUとする)が域内上場企業の連結財務諸表にIFRSを強制適用(IAS39の一部条項はカーブアウト(適用除外))された。2007年8月8日にはIASBとASBJと東京合意がなされる。2008年12月12日には欧州委員会(European Commission: 以下ECとする)が同等性評価の最終決定を行っている(日米の会計基準はIFRSと同等)。2009年6月30日にはわが国の金融庁の企業会計審議会において、「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」が公表され、2010年3月期からは、わが国がIFRSの任意適用の開始されたことは、日本経済新聞紙上でも大きく取り上げられたと記憶

している。しかし、その後、2011年4月には、IASBとFASBがコンバージェンスの作業の延期を発表した、わが国でも、2011年6月22日に当時の自見庄三郎金融担当大臣談話「IFRS適用に関する検討について」が公表され、国内外で様々な状況変化があったこと述べ、「一部で早ければ2015年3月期（すなわち2014年度）にもIFRSの強制適用が行われるのではないかと喧伝されているやに聞くが、『少なくとも2015年3月期についての強制適用は考えておらず、仮に強制適用する場合であってもその決定から5-7年程度の十分な準備期間の設定を行うこと、2016年3月期で使用終了とされている米国基準での開示は使用期限を撤廃し、引き続き使用可能とする』こととする。」（金融庁 [2011]）としている。ただし、2012年以降、わが国では、IFRS財団アジア・オセアニアオフィスを開設し、企業会計審議会が「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」の公表などを行っている。このような経緯もあり、本章では、先進諸国においても早くから域内上場企業の連結財務諸表にIFRSを強制適用してきたEUおよびドイツにおける資本市場指向や監査の視点を取り入れ検討していく。

2. 資本市場と監査の視点

稲見 [2015] によれば、EUはIFRSへの対応に際して、「資本市場指向 (Kapitalmarktorientierung)」概念が重要な役割を果たしていると述べている。すなわち企業の「資本市場指向」と「非資本市場指向」の区分に基づき、二元的なIFRS対応の枠組みが構築され、資本市場指向企業のレベルでIFRSへの接近を図る一方、非資本市場指向企業に対しては、IFRSの影響を遠ざける形での制度改革が進められているとする（稲見 [2015] 321頁）。またEUにおけるIFRS対応の重要な法的根拠は、IAS適用命令（国際的会計基準の適用に関する2002年7月19日付のEU会議および理事会の命令）であり、これに基づき、IFRS導入に関しては、「資本市場指向」と「非資本市場指向」の区分に、「連結決算書」と「個別決算書」の区分を加え、4区分のマトリックス (Vier-Felder-Matrix) をもとに、IFRSを域内で統一的に導入する領域と、その対応を各加盟国の判断に委ねる領域が明確に線引きされていると説明される（稲見 [2015] 321頁）。稲見 [2015] は、図表2で示すように、この4区分が構想されていることが重要であるとしたうえで、EUにおいては「資本市場指向」をメルクマールに、

資本市場指向企業の連結決算書に対して「国際的会計基準」の統一的な適用の枠組みが構築される一方、その他の領域でのIFRS対応は各国に委ねられていると述べている(稲見 [2015] 322-323頁)。

またEUにおいては「規制市場」と「非規制市場」の区分を前提に、「非規制市場」の区分を前提に、「規制市場」を利用するか否かで企業の「資本市場指向」と「非資本市場指向」の線引きが行われるとされ、「資本市場指向企業」と「非資本市場指向企業」の区分は、会社形態別もしくは規模別の量的な区分ではないとしている。「非資本市場指向」の概念は、「資本市場指向」概念の設定に伴う副次的な概念であり、これは「非規制市場」の概念にもあてはまるとしている(稲見 [2015] 323-324頁)。

ただし、稲見 [2015] は、新会計指令(2013年7月に発効した「一定の法形態の企業の連結決算書およびそれに結びつく報告書に関する、そして第4号指令と第7号指令の修正のための2013年6月26日付のEU会議および理事会の指令」)が、資本市場指向企業レベルでのIFRS対応というよりは、IFRSの対象外となる非資本市場指向企業のための制度設計、「非資本市場指向」の会計改革に重点を置いていると指摘する(稲見 [2016] 327頁)。以上のことから、「資本市場指向」の切り分けに基づく、IFRSへの二元的対応のスタンスが確固として保持されていると指摘する(稲見 [2015] 329頁)。

EUの資本市場指向に関しては、木下 [2012] が上でも述べたEUのIAS適用命令に関わる内容(特徴)が、具体的にドイツ商法会計法改革に明確に現出していると指摘する。EUは欧州版IFRSを形成し、加盟国内の域内の欧州版IFRSの内部化を推し進め、しかし同時に、この欧州版IFRSの域内内部化は、各加盟国に立法選択権・企業選択権を容認することで多様な国内立法化が進行

7 稲見 [2015] によれば、「規制市場」の概念は、有価証券サービス指令(1993年5月10日付)の第1条13項に定義があるとしている。それによれば、上場認可、また市場で取引可能な金融商品に関する要件が、管轄当局により発布もしくは許可された規定により定められ、かつ正しく機能している市場が「規制市場」である。ドイツの場合、ベルリン、デュッセルドルフ、フランクフルト、ハンブルク、ハノーファー、ミュンヘン、シュトゥットガルトの証券取引所における市場が「規制市場」である(稲見 [2015] 323頁)。

図表2 IAS適用命令に基づく“4区分のマトリックス”

	連結決算書	個別決算書
資本市場指向企業	適用業務 (第4条)	加盟国選択権 (第5条)
非資本市場指向企業	加盟国選択権 (第5条)	加盟国選択権 (第5条)

出所：稲見 [2011] 58頁, 稲見 [2015] 323頁。

している特徴を示しているとされる（木下 [2012] 50頁）。木下 [2012] によれば、ドイツの商法会計法改革は、2004年の「会計法改革法（Bilanzrechtsreformgesetz/BilReG）」と2009年の「会計法現代化法（Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz/BiMoG）」の成立させ、資本市場指向と非資本市場指向という区分を行うことで、欧州版IFRSの適用範囲を限定し、商法会計法秩序（HGB-GoBのレジーム）を堅持したかたちで内部化を図るという戦略的意図を具体化させた」と指摘する（木下 [2012] 50-51頁）。これはドイツが国際的な資本市場の拠点を目指して、資本市場促進計画行動計画を長年にわたって実施してきた国家戦略をバックにして、ドイツが2003年に打ち出した連邦政府の資本市場における投資家の信頼の醸成を図るための立法政策によったものであったとする（木下 [2012] 51頁）。

図表3は木下 [2012] が、ドイツのEUのIAS適用命令を積極的に国内法化する立法的対応を行った、2004年の会計法改革法の概要を表記したものである。会計法改革法は、欧州版IFRSの適用の内部化を図って、資本市場指向企業の連結財務諸表の作成に義務的な適用を限定すべく、商法典315a条に離脱規程を設けると共に、それ以外の資本市場指向の個別財務諸表と非資本市場指向の連結・個別財務諸表に対して、欧州版IFRSを任意適用し、配当・税計算の年次財務諸表の作成については、商法典の本則規定（HGB-GoB）に準拠することを義務付けているとする（木下 [2012] 53頁）。そして、これは、欧州版IFRSの義務・任意的適用を「資本市場指向と非資本市場指向」、「情報目的の連結・個別財務諸表」、「配当・税計算の年次財務諸表」を座標軸として限定的・差別化するために、主権国家として加盟国立法選択権を行使したドイツの戦略的対応を示すものであったと指摘する（木下 [2012] 53頁）。

以上をふまえ、次に、監査基準ではどのような対応がなされてきたのか潮崎

図表3 欧州連合のIAS適用命令と2004年会計法改革法における加盟国選択権行使

	資 本 会 社		その他の法形態	
連結財務諸表	資本市場指向 IFRSの義務適用	非資本市場指向 IFRSの任意適用 (商法典第315a条)	資本市場指向 IFRSの義務適用	非資本市場指向 IFRSの任意適用 (商法典第315a条)
個別財務諸表	法的結果に関して： 商法典義務 開示目的に関して：IFRSの任意適用 (商法典第325条2a項)		法的結果に関して： 商法典義務 開示目的に関して：IFRSの任意適用 (商法典第325条2a項)	
	欧州連合ISA適用命令第5条による加盟国選択権の行使			

出所：木下 [2012] 53頁。

[2009] により確認していきたい。国際監査基準 (International Standards on Auditing : 以下ISAとする) は、国際会計士連盟 (International Federation of Accountants : 以下IFACとする) の国際監査・保証基準審議会 (International Auditing and Assurance Standards Board : 以下IAASBとする) が定める財務諸表監査の監査基準である。IAASBが開発する基準等はISAを含め多々あるが、ここでは国際監査実務ステートメント (International Auditing Practice Statements : 以下IAPSとする) も含め、以下総称して、ISAとする。

EUは、「2006年法定監査指令 (Consultation on Implementation of Article 45-47 of the Directive on Statutory Audit/(2006/43/EC)」において、EU域内の監査法人に対してISAへの準拠を要求している (潮崎 [2009] 58頁)。さらにEUレベルで、ISAの承認や公的監視体制の同等性評価などの問題が解決される必要性があり、また、IAASBのガバナンス構造が基準設定および公的監督という点から十分であるかどうかに関する検討も要しており、ISAが変更されない限り、EU会社法にISAを組み込むことはできない立場を取っているとされる (潮崎 [2009] 58頁)。また潮崎 [2009] によれば、ドイツ法へのISA導入について、ドイツの監査実施規範とされているのは、正規の監査の諸原則であり、IFACの公表するISAなどは、法規定とはなっていないものの、制度の弾力的構造を通じて、正規の監査の諸原則の源泉とみなされているとしている (潮崎 [2009] 59頁)。ただし、潮崎 [2009] は、ISAと正規の監査の諸原則に全く相違がないわけではないことを述べ、監査基準のコンバージェンスでは、グローバル基準のローカル基準化が法的に行われていないことから、ロー

カル・レベルではローカル基準が優先される現状にあることを指摘している（潮崎 [2009] 60頁）。

ここで、わが国の監査法人の役割についても少しふれておきたい。酒井 [2015] はグローバルなインフラであるIFRSを適用する日本企業の拡大促進に向けて、監査法人が果たす役割として、次のことをあげている。すなわち、資本市場に開示される財務情報の信頼性の確保である。この役割は社会インフラを有効に機能させるためには不可欠であるとし、財務諸表の信頼性が担保されなければ、資本市場に参加する投資家は自らの負担で信頼性を確認する、または不確実性の下で投資判断を行うことを強いられ、市場に大きな混乱を生じさせることを述べている。また、このため監査法人は、企業が作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠していることを、厳正な監査を通じて確認することが求められるとしている。そして、企業が一般に公正妥当と認められる会計基準としてIFRSを採用する場合、IFRSでは詳細な規則やガイドラインの発行は想定されておらず、数値基準も示されず（原則主義によるため）、企業には真実かつ公正な概観という概念が求められるのであるとする（酒井 [2015] 3-4頁）。よって監査法人の判断は、会計方針の採用が会計基準の趣旨に従って妥当であるか否かに関するものとなる（酒井 [2015] 4頁）。

また上村 [2016a] によれば、わが国の会計・監査制度として、金融商品取引法の性格が市場法としての経済法規約に把握され、株式会社法も資本市場活用型会社制度として認識されるようになってきたのであり、金融商品取引法第1条の目的規定に「資本市場の機能の十全な発揮による公正な価格形成の確保」という文言が入るに至っていると述べている（上村 [2016a] 11頁）。

以上、本節では、EUなどにおける資本市場指向と非資本市場指向の成り立ちを述べ、そこでは、二元的なIFRS対応の枠組みが構築されていることが確認してきた。それは資本市場指向企業のレベルでIFRSへの接近を図る一方、非資本市場指向企業に対しては、IFRSの影響を遠ざける形での制度改革が進められているということでもあった。またISAが変更されない限り、EU会社法にISAを組み込むことはできない立場を取っているとされ、ドイツ法へのISA導入における監査基準のコンバージェンスの段階では、グローバル基準のローカル基準化が法的に行われていないことから、ローカル・レベルではローカル基準が優先される現状にある。さらには、わが国の金融商品取引法の性格

は、資本市場活用型会社制度であり、そこでの監査法人の役割は、資本市場に開示される財務情報の信頼性の確保である。以上のことから考えられるのは、監査にたえうる財務報告は、資本市場が確立している場合ではないかということである。市場が確立していない場合は、主観的価値が入る余地があり、監査にたえうるかどうかの疑問の可能性を意味していると考えられることもできる。資本市場に開示される財務情報の信頼性の確保はわが国だけでなく、グローバル化する企業全体に必要なことであるが、その確保は市場が確立していなければ困難であることを同時に示していると捉えることも可能であろう。上記の二元的な枠組みが前提である以上、測定属性も当然に単一で良いわけではなく、混合測定属性に変化していくのは容易に想像できる。非資本市場指向企業に対しては、IFRSの影響を遠ざける形での制度改革が進められて現状のなかで、果たして公正（時価）価値が適用できるかどうかの疑問があるからである。監査にたえうる財務報告は資本市場が確立しているものが対象であろうし、そうでないものに対して単一の測定属性のみで対応できるとは考えられない。

IV. おわりに

本稿の目的は、現代における測定属性としての時価と取得原価の混合、すなわち、時価会計（公正価値会計）を肯定しても、それが伝統的な取得原価の否定に直結するわけではないことを新たに証明することであった。本論文の冒頭において、図表1に示す通り、現在のIASBは実践型資産負債中心観②から実践型資産負債中心観①の方向に変化していると捉えることが可能である。すなわち公正価値を主とした単一測定モデルの指向が、時価・取得原価の混合測定を基礎へと方向転換したといってもよいであろう。IASBにおける「IFRS15」およびIASB [2013] やIASB [2015] を通して当該内容を示したことになる。

本稿では、それらを踏まえた上で、新たにIASBにおける資本市場の捉え方と監査の視点を取り入れ、時価会計（公正価値会計）を肯定しても、それが伝統的な取得原価の否定に直結するわけではないことを検討した。繰り返すがEUなどにおける資本市場指向と非資本市場指向の成り立ちは、二元的なIFRS対応の枠組みが構築されていることの証明である。また資本市場に開示される財務情報の信頼性は、資本市場が確立している場合に可能であり、そうでない場合は監査にたえうる財務報告とはなりえない。市場が確立していない場合、

主観的価値が入る余地があり、監査にたえうるかどうかの疑問が残るからである。資本市場に開示される財務情報の信頼性の確保は監査法人の役割であると同時に、それはグローバル化する企業全体に必要なことである（信頼性の確保は、市場が確立していなければ困難）。上記の二元的な枠組みが前提である以上、測定属性も当然に単一で良いわけではなく、混合測定属性に変化していくのは容易に想像できる。非資本市場指向企業に対しては、IFRSの影響を遠ざける形での制度改革が進められて現状のなかで、果たして公正価値が適用できるかどうかの疑問があるからである。監査にたえうる財務報告は資本市場が確立しているものが対象であろうし、そうでないものに対して単一の測定属性のみで対応できるとは考えられない。以上のように、現代における測定属性としての時価と取得原価の混合、すなわち、時価会計（公正価値会計）を肯定しても、それが伝統的な取得原価の否定に直結するわけではないことを新たな視点で検討できたといえよう。

（引用・参考文献等）

- 市川紀子 [2010] 『財務会計の現代的基盤』 森山書店。
- 市川紀子 [2011] 「財務会計の現代的特質—中心観を基軸とした計算体系の再検討」『産業経理』第71巻第1号、89-99頁。
- 市川紀子 [2014a] 「第9章 収益会計」井上良二編『新版財務会計論 [改訂版]』 税務経理協会、259-301頁。
- 市川紀子 [2014b] 「アカデミック・フォーサイト：一步先行く学者の視点 財務会計の現代的特質：中心観を基軸とした包括利益に関わる計算体系の検討」『会計・監査ジャーナル』第26巻第6号、47-55頁。
- 市川紀子 [2015a] 「スプローズ=ムーニツと資産負債観」上野清貴編『会計学説の系譜と理論構築』 同文館出版、117-128頁。
- 市川紀子 [2015b] 「アンソニーと収益費用観」上野清貴編『会計学説の系譜と理論構築』 同文館出版、207-219頁。
- 市川紀子 [2015c] 「収益認識基準にみる財務会計の現代的特質：井上良二教授の学説を手がかりに」『産業経理』第74巻第4号、45-56頁。
- 市川紀子 [2016] 「計算構造類型の再検討：IASBの収益認識基準および概念フレームワークにおける資産負債中心観の変化」『会計』第189巻第2号、200-214頁。

- 稲見亨 [2011] 「ドイツにおける国際的会計基準の適用と資本市場指向概念」『会計』第180巻第5号, 57-70頁。
- 稲見亨 [2015] 『「資本市場指向」概念に基づくEUのIFRS対応』『同志社商学』第66巻第5号, 321-332頁。
- 井上良二 [2008] 『新版財務会計論』税務経理協会。
- 井上良二 [2014a] 「第1章 現代会計の特質—時価会計（公正価値会計）とは何か」井上良二編『新版財務会計論 [改訂版]』税務経理協会, 2-17頁。
- 井上良二 [2014b] 「第4章 財務会計論の研究対象と研究方法」井上良二編『新版財務会計論 [改訂版]』税務経理協会, 79-92頁。
- 岩田巖 [1949] 「貸借対照表監査の限界」『企業会計』第1巻第8号, 5-9頁。
- 岩田巖 [1940] 「監査論の発展」『一橋論叢』第6巻第4号, 335-354頁。
- 岩田巖 [1951] 「内部統制とは何ぞや」『産業経理』第11巻第10号, 16-22頁。
- 岩田巖 [1954] 『会計士監査』森山書店。
- 岩田巖 [1956] 「損益法の構造-3-」『産業経理』第16巻第1号, 84-89頁。
- 岩田巖 [1956] 「財産法の構造」『産業経理』第16巻第2号, 8-21頁。
- 岩田巖 [1994] 『利潤計算原理』同文館出版。
- 上村達男 [2016a] 「日本の会計・監査制度—資本市場の中核を担える態勢とは(I)」『会計・監査ジャーナル』第28巻第6号, 8-12頁。
- 上村達男 [2016b] 「日本の会計・監査制度—資本市場の中核を担える態勢とは(II)」『会計・監査ジャーナル』第28巻第7号, 8-12頁。
- 上村達男 [2016c] 「日本の会計・監査制度—資本市場の中核を担える態勢とは(III)」『会計・監査ジャーナル』第28巻第8号, 8-15頁。
- 神森智 [2006] 「財務会計と財務諸表監査：カネボウ事件・ライブドア事件に因んで」『松山大学論集』第18巻第4号, 41-60頁。
- 神森智 [2011] 『財務会計と財務諸表監査—その存在論的考察と当為論的考察』同文館出版。
- 木下勝一 [2012] 「欧州版IFRSの域内内部化とドイツの戦略的対応：資本市場指向・非資本市場指向の差別化による限定的適用」『会計』第181巻第5号, 50-63頁。
- 木下勝一 [2015] 「欧州版IAS/IFRSの公私協働関係論」『企業会計』第67巻第1号, 158-165頁。
- 金融庁 [2011] 「IFRS適用に関する検討について」2011年6月21日 金融担当大臣 自見 庄三郎 2016. 12. 25参照, <<http://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/20110621-1.html>>。
- 齋藤惇・筒井高志・高松明・水嶋利夫・佐藤正典・八田進二・橋本尚「第5回市場

IASBにおける会計観の変化

の役割と会計・監査への期待：市場が期待する会計・監査，そして，会計・監査が求める市場の役割』『会計プロフェッション』第8号，149-181頁。

酒井弘行 [2015] 「証券市場における会計基準としてのIFRSと監査法人の役割」『季刊会計基準』第51号，2-5頁。

潮崎智美 [2009] 「IFRS導入に伴う監査領域の拡大—EUおよびドイツの事例」『企業会計』第61巻第4号，57-64頁。

角ヶ谷典幸 [2015] 「会計観の変遷と収益・利益の認識・測定パターンの変化」『企業会計』第67巻第9号，33-43頁。

新田忠誓 [1995] 『動的貸借対照表論の原理と展開』白桃書房。

橋本尚・山田善隆 [2015] 『IFRS会計学基本テキスト』中央経済社。

八田進二 [2009] 「会計操作がもたらす諸問題：わが国の会計・監査制度をめぐる課題を中心に」『年報経営分析研究』第25号，15-19頁。

八田進二 [2016] 「企業監査の新たな地平」『商学論究』第63巻第3号，1-18頁。

久持英司 [2015] 「決算短信における経営者業績予想情報の財務会計論上の位置づけ」『会計プロフェッション』第11号，117-126頁。

吉田智也 [2015] 「米国政府会計における財務諸表の構成要素の測定」『財務会計研究』第9号，65-73頁。

AAA [1957] Committee on Accounting Concepts and Standards, “Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements-1957 Revision,” *The Accounting Review*, Vol. 32, No. 4, October. (中島省吾訳編 [1984] 『増訂A.A.A会計原則—原文・解説・訳文および訳注—』中央経済社。)

AAA [1977] Committee on Concepts and Standards for External Financial Reporting, *Statement on Accounting Theory and Theory Acceptance*, AAA. (染谷恭次郎訳 [1980] 『会計理論及び理論承認』国元書房。)

FASB [1976] *An Analysis of Issues related to Conceptual Framework for Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, FASB Discussion Memorandum, FASB. (津守常弘監訳 [1997] 『FASB財務会計の概念フレームワーク』中央経済社。)

FASB [1976] *Scope and Implications of the Conceptual Framework Project*, FASB. (原陽一訳 [1988] 「概念的枠組研究計画の範囲とその意義」森川八洲男監訳『現代アメリカ会計の基礎概念—FASB財務会計概念報告書—』白桃書房。)

FASB/IASB [2006] *Preliminary Views on an Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objectives of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-Useful Financial Reporting Information*, Financial Accounting Series, No.

- 1260-001, July; IASB, *Preliminary Views on an Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objectives of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-Useful Financial Reporting Information*, Discussion Paper, July, IASB.
- FASB/IASB [2008] *Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objectives of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-Useful Financial Reporting Information*, Exposure Draft Financial Accounting Series, No. 1570-100, May, FASB; IASB, *Exposure Draft of An Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 1: The Objectives of Financial Reporting, Chapter 2: Qualitative Characteristics of Decision-Useful Financial Reporting Information*, May, IASB.
- FASB/IASB [2010] *Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information*, SFAC No. 8, FASB; IASB [2010] *The Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB.
- IASC [1989] *The Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, July, IASC.
- IASB [2008] Discussion Paper, *Preliminary Views on Revenue Recognition in Contracts with Customers*, IASB.
- IASB [2010] Exposure Draft, *Revenue from Contracts with Customers*, IASB.
- IASB [2011] Exposure Draft, *Revenue from Contracts with Customers*, IASB.
- IASB [2013] Discussion Paper, *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*, July, IASB.
- IASB [2014] IFRS No. 15, *Revenue from Contracts with Customers*, IASB.
- IASB [2015] Exposure Draft, *Conceptual Framework for Financial Reporting*, May, IASB. (IFRS財団訳 [2015] [公開草案：財務報告に関する概念フレームワーク] IFRS財団。)
- IASB [2015] Basis for Conclusions Exposure Draft, *Conceptual Framework for Financial Reporting*, May, IASB. (IFRS財団訳 [2015] [公開草案：財務報告に関する概念フレームワーク] IFRS財団。)

(謝辞) 最後に本稿の目的を考えるきっかけをくださった埼玉大学の吉田智也先生に御礼を申し上げたい。ただし、本稿に関するすべては筆者の責に帰するものである。

以上